労務ネットニュース(平成31年1月発行)

Labor-management.net News

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決!



Vol.56

弁護士 岡 正俊 杜若経営法律事務所

★解雇に関する裁判例

今回のニュースレターは、解雇に関する裁判例(大阪地判平成30年9月12日)をとりあげたいと思います。判例雑誌には未掲載ですが、裁判所のウェブサイトに掲載されています。判決を読む限り、労働者にかなりの問題行動が見られ、周りの従業員に相当の影響を与えていただろうと思われるもの、結論としては解雇を無効としています。大阪地裁労働部の合議体による判断ですので、裁判所の考え方を知るのに参考になります。

1. 解雇に至るまでの経緯

解雇に至るまでには、原告の就業時間中の組合活動、社長によるパワハラ、これについて会社から解決金 300 万円を支払う等の和解、原告のメンタルクリニック受診・長期休業・労災申請・不支給決定に対して取消訴訟、原告に対する出勤停止処分などを経ており、会社も対応に苦慮していただろうと推察されます。

2. 会社があげる解雇事由

会社があげる解雇事由は、次の通りです。①チームリーダーから暴行を受けて傷害を負ったという事実に反する内容で警察に被害届を提出した、②人事グループマネージャー等宛てに他の従業員から虚偽説明・情報隠蔽を受け

ているという内容のメールを送信した、 ③他の従業員に対し「出るところへ出 る、既に出るところへ出たこともある。」 「外で訴える。」「警察にも行っている。 警察に入ってもらう。」等の発言を行っ た、④所属グループのグループリーダ ーからの③についての事情聴取に応じ なかった、⑤所属グループのグループ リーダーから脅迫されたということを 職場内で大声で発し、職場内で大きな 声で警察に電話をかけ、会社内に警察 官を呼び、社長に対してグループリー ダーから脅迫を受けた旨のメールを送 信した、⑥自宅待機命令通知を行うた めに会議室に来るよう指示されたが会 議室に入ることを拒否し、所長に対し て「過去に監禁された」等を大声で発 した、⑦週間計画を立てるよう繰り返 し指示されたが根拠のない理由で業務 指示に従わなかった、⑧出勤停止処分 の対象となった事由

3. 裁判所の判断・コメント

裁判所は、会社があげる解雇事由の全てについて、解雇の客観的合理的理由には当たらないと判断しています。字数の都合上、解雇事由の一つ一つについて説明する余裕がありませんので、ポイントを絞って解説させていただきます。

「虚偽」「事実に反する」といった

Labor-management.net News vol.56

労働組合対応、労基署対応、使用者側の労務トラブルを弁護士岡正俊が解決!

点は会社側が立証しなければなりません。チームリーダーから暴行を受けたという被害届が事実に反するとの解雇事由がこれに当たります。何らかの原告が主張するような傷害が発生することが全くないとはいえず、また原告と対しいるが事実に明白に違反するともいえない以上、解雇理由に該当するほど重大なものであったとはいえないと判断されています。

- ・ 裁判所も原告の言動には問題があったと判断しています。原告の言動が誹謗・中傷に当たるとの判断もしています。
- ・ 一方で、誹謗・中傷を受けた相手 方や会社への影響は限定的であるとし ています。裁判所も、被害届を受けて の捜査機関の取調べへの対応、原告か らの誹謗・中傷により相手の社会的評 価が低下する、周囲の従業員の業務を 阻害する、職場の風紀秩序を乱すとい った事態が生じていると判断していま すが、原告の言動が一時的であること 等を理由に、会社等への影響は限定的 であるとしています。特に注目すべき 点は、裁判所が「原告の発言内容が事 実ではないことは皆分かっていたでし ょう?それによって誹謗・中傷を受け た相手の社会的評価が下がるというこ ともないでしょう?」といった評価を している点です。確かにその通りかも しれませんが、問題行動を繰り返すほ ど、誰も信じなくなるので、業務への 影響が少なくなっていくかのような評

価は、現場の感覚とは異なるものだと 思います。

- ・ もっとも、解雇事件では、職場への重大な影響、実害といった点があるか否かが問われるということは理解しておく必要があると思います。会社の感覚からすると、「実害が生じてからでは遅い」のですが、裁判所が解雇有効と判断するには、そのくらいの裁判所の背中を押す事情が必要なのだと思います。
- 問題社員に関するご相談は多いで すが、弁護士の立場から「解雇しまし ょう」といえる事案はあまりありませ ん。会社の社長、現場の他の従業員が 困っているのは非常によく分かり、「も う少し注意指導を繰り返しましょう」 と答えるのも心苦しいのですが、解雇 して非常に苦しい立場に立たされ、高 額の解決金を支払って解決した過去の 事例を思うと、簡単には解雇に踏み切 れません。最近は、労働者側も、解雇 事由に当たるような決定的な行為にま では至らないことも多く、解決に時間 がかかるケースが多いです。そのよう なケースでは、会社に実害、重大な影 響が生じるのを待って解雇するか、し びれを切らして解雇して裁判所での退 職和解を期待するか、会社としても究 極の選択を迫られます。どちらを選ぶ かはケースバイケースですが、解雇に 踏み切る場合は、会社と弁護士等がよ く話し合って、それなりの覚悟をもっ て臨む必要があると思います。